

第三者委員会第3回議事録

事務局

本日はですね、大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。
ご案内の時間まで若干あるんですけども、ただいまから第3回の第三者委員会を開会させていただきます。

事務局

初めに、委員長よりご挨拶を申し上げます。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

こんにちは。よろしくお願いいたします。一応、予定ですと、今日が9月の回で、9、10、11月ぐらいまでになんとかってことなので、逆算すると、次回ぐらいまでには、ある程度の報告書の素案を作ってってということになると思うんで、その辺も頭に入れながら、今日はよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。本日はですね、委員全員のご出席によりまして、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。
これ以降の進行につきましては、会議の議長となります委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、ただ今より議事に入ります。まず、この前、私の方からリクエストをした(1)の再発防止等と検討についてでございますけれども、随意契約の方についてちょっとご説明いたします。

***** 随意契約について事務局から説明*****

委員長

随意契約についてご質問はありませんか。委託契約はどのようなものがありますか。

事務局

委託はですね、主に、業務システムの保守委託や施設管理委託といったものが多い見られます。

委員長

給食調理業務も随意契約ですか。

事務局

給食調理業務は入札をおこなっています。

委員長

1番多いのは少額随契ですが、どこでもやってるし、緊急随契は災害があった時ですよ。理由の2号「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」の中で、1度コンピューターシステムを導入すると、そのシステムが生きてる限り、保守とか改修は全部その業者に頼まなきゃいけないってことで、それはどこの役所もちょっと頭が痛いことのように、この前、たまたま厚労省の会議に出てたら、厚労省も同じ悩みを持っている話があった。

委員長

システムとしては並行的に3つぐらいのシステムを稼働いくらしく、そうでないと、結局、例えば富士通に最初に入れたら、もう5年、10年ずっと富士通にしないといけなくなる。結局、そのシステムの導入のコスト、安いかもしれないけども、メンテナンス等のコストが高いってことになりがちで、それを、役所は基本的に単年度主義だから、10年間のメンテナンスも含めて契約するなんてことはできないでしょ。要する、複数年の長期にわたって契約することは可能ですか。

事務局

長期継続契約の前提で、今後何年間の保守とか含めて入札をおこない長期的に契約することは可能です。

委員長

それは実際にやってるんですか。

事務局

長期継続契約が認められているものに関してはやっています。

委員長

そのコンピューターのシステム保守も可能ですか。

事務局

コンピューターのシステム保守も可能です。最長で5年間の契約締結が可能です。

委員長

それは保守管理だけでしょ。要するに、システム改修とかしたら別に費用が必要ですよ。

事務局

改修費用はまた別に必要になります。

委員長

システム改修もその業者でないとなかなか難しいよね。

事務局

システム改修業者しかできないと思います。

委員長

そうですね。そしてずっとその同じシステムをメンテナンスだけでは済まないですもんね。いろんなものが付け加わったり、変更したり、役所のルールが変われば当然システムも変えなきゃいけないってことですよ。

委員長

ごめん、なんかちょっと問題があるかもしれないみたいなことおっしゃって。

事務局

うん、そうですね。これはどこも抱えてて、この随意契約、これは随意契約とすべきかどうかとか、なかなか、1職員、担当係や課の方で判断するので、やっぱり判断ちょっと甘くなりがちの部分も見受けられる。競争相手がいるにも関わらず、時間的な猶予とかも理由にしながら、そういう甘さもたまには見受けられるところもあるので、そこはどういう風に厳しくしていこうかっていうところが課題として見られる。

委員長

そして、可能な限り随意契約はやめまじょうと、はい、そこにしまじょうっていうスタンスでやるのと、拡大解釈ではないけども、これ随意契約でもできるよねみたいなことで随意契約にしちゃうのじゃだじぶ違うよね。

事務局

そうです。

委員長

後者みたいなところが、僕は知ってる限りでも役所はそういう、雰囲気のところはあります。

事務局

他の自治体ですとガイドラインを作って、こういうものなんだから、これに合致しないものはやっちゃいけないよっていう風にルールを定めてやってるところもある。

委員長

少額随意じゃなくても、2社以上から見積もりを取るっていうことは不可能ですか。

事務局

10万円未満の場合は2社以上から見積書をとる規定になっていない。10万を超えていれば2社以上から必ず見積書を取るよう内部のルールで決められています。

委員長

1号の少額随契の以外の場合はどうですか。

事務局

2号から9号の理由ですと一般的に2社以上からとれない理由であると言われている。資料にも書いてありますけども、障害者支援施設とかシルバー人材センターで同じサービスとか同じ商品作ってたりすれば、競争性は働かせなきゃいけないだろうし、見積書は取って、確認しなきゃいけないんだと思います。また、役所内部で審査会を開いて、どちらの障害者支援施設にするのかみたいことを一定の判定基準を設けて判断して、その中で金額やサービスの内容、取り組んでる内容等も見ながら判断するという仕組みなので、ここでは3は除かれてるっていうとこです。

委員長

よくあるのは、この機械が壊れてね。で、それを修繕しなきゃいけないという時に、その最初の機械を導入した会社でないとなかなか難しいということで、一者随契ってというのがよくあるんです。

事務局

そうですね。

委員長

この機械がある限り、20年、30年同じとこしか修理できないんですかって話になるんだけど、めんどくさいから同じ会社に頼んだ。同じ会社に頼むと、もうほぼほぼその見積もりそのままでの予定価格にせざるを得ないんですよ。だって見積もりできないんだもん。そうすると、相手の言い値で予定価格と契約金額が決まって、もうほぼ100パーセントということになっちゃうんですよね。ただ、他の会社が見積もり出してくれるかっていうと、そんな面倒なことできないということが起きてしまう。

事務局

そうなんですよね。

委員長

仕事を取れる可能性があれば見積書を出すかもしれないですけど。

事務局

ディーラーに出すか町工場に出すかみたいな、そういう話になっちゃうんですよね。

委員長

なんかちょっと難しいね。わかりました。とりあえず随意契約の話はまた後で伺います。

委員長

続いて報告書案について説明をお願いします。

*****報告書案について事務局から説明*****

委員長

22 ページの 1 番下、建設業者との意見交換とあるがこれはすでに実施していることですか。

事務局

実施はしていない。我々も業者も当事者になりうる立場なので、こういうことはいけないよねっていうことを共有する場として、意見交換や勉強会に参加してもらうことが大事なのかなっていうことで記載している。

委員長

そうすると、これをもしも書くなら、今後はこういうのをやった方がいいよって形で後ろの方に書くべきかと思います。その 22 ページまでについて、これは事実関係が書かれてるもので、意見がどうのこうのってことはないと思いますけれども、これはまた次回までに読んでいただいて、何かあればご意見いただくという形をお願いします。

委員長

今回の事件の原因とか問題点、そして再発防止の低減ということで、それについての補足的な資料がいま読んでいただいたところですよ。

委員長

言おうとしてることはほとんど同じなんですけど、ざっと簡単にですね。事件の原因は、直接的な原因はその長であると。で、間接の原因、あるいは、事件の背景として、指名で競争性が欠如してるとか、指名競争入札のあり方とか、地域要件のあり方とか、あるいは場合によっては入札情報の管理がどうだったのか、ということになってくる。

委員長

再発防止としては、入札制度については、一般競争入札の拡充、地域要件の緩和、電子入札の導入、そして入札及び入札情報の管理の見直し。入札監視委員会でもう 1 つ、もう 1 つの柱として、これもありますけれども、意識改革とか職場の改善っていうことで、1、2、3、3 番目までの問題なんですけど、4 番目、風通しのよく、コミュニケーションが良好な職場作りって、多分ね、これも必要だと思うんです。そういう職場だと不正は起きにくいんですよ。みんなが各自自分の仕事だけやっていけない、コミュニケーションもないと。で、どうも職場があんまりいい雰囲気じゃないってような職場の方が、やっぱりそういうような問題は起きやすいので、その辺も含めて、具体的にどういうことされてるかはわからないけど、場合によっては、いろんな、朝礼とか、研修会とか、色々ありますよね、そういうのを実施して、なるべくみんな

なが自由に意見を言えるような職場雰囲気作りっていうのも大事なのかなっていうこと。それで、具体的にはちょっと、これから考えていきたい。それで、23 ページ、先ほどの 23 ページからなんですけれども、特に一般競争入札、指名競争入札、その辺についてご意見をまず伺いたい。

委員長

ちなみに、事件の前が 5000 万だったが、一般競争入札を事件の後、暫定的に 2000 万にしましたよね。2000 万にすると一般競争に入札が結構増えますか。

委員長

ポイントは、その金額を下げた一般競争入札を拡充するということで済みますか、もう指名競争入札は原則やめてもう全部一般競争入札にしましょうということにするかっていうのは、多分意見が分かれるところだと思うんですね。競争性っていうことだけ言えば、やっぱり一般競争入札の方が望ましい。

委員長

ただ、この前もお話があったように、なんで指名競争入札やってるかっていうと、指名されたことに責任を感じてちゃんと入札をするんだと。一般競争入札だと、入札しない業者が増えてこうなるとあり得るんじゃないですかっていうような危惧があると、こういう話でした。なので、1つのその案としては、1 回目は原則一般競争に立で、それで不調だったら 2 回目は指名にしましょう、それでもダメだったら随意契約という風に段階を置いてやるっていうのが 1つの手としてはある。そこまで踏み込むのか、あるいはもう金額を下げることによってなるべく一般競争入札を増やしましょうっていうことですか。金額下げたって、地域要件も広げるっていうことも必要だと思うんです。その辺のところが多分議論のわれになるのかなと思いますけども、どうですか。ご意見があれば。

委員長

違うかもしれないですけど。その説明資料の 5 ページ、総合評価方式という記載がありまして、1 行目後半に町内中小企業の育成に配慮しというところで、先ほどのご説明で、加点するっていう方法もあったみたいなんですけど、そういう方法が取れるか。

委員長

簡単に言うと、普通の指名競争入札の一般競争入札にしても、原則価格競争なんです。予定価格と最低財源価格の間にある 1 番低いところを選ばれると、これだけなんです。ですから、選

採基準は1つだけで、それに対して総合評価方式は自治体によっていろんな、足し算だったり掛け算だったり色々するんですけども、価格競争の価格に点数をつける。そして、総合評価の、それは地域貢献だけではなくていろんなことを含めてね、例えばさ、女性のその職場なんていうのかな、の率であるとか、管理者の比率であるとか、子育てがどうだとかっていうようなことから、地元のその地域、高原だと消防団、消防団にどれだけ入ってるとか入ってないとか、除雪に協力したとか協力しないとか、そういうのを色々項目立てて、で、それぞれ全部点数化して、価格の方の点数と、いわゆる定性的だったのかな。の点数とうまくこう合算して、合計点で上から高いものを選ぶと。で、そうすると価格が高い方が選ばれるっていう逆転現象が起きるんですね。ですから、今おっしゃったように、地元の活性化とか地域貢献を点数にすることによって、価格競争ではない部分でこう逆転してしまうということはあると思います。大体ね、1だと総合評価方式でやると3割から4割ぐらいは逆転します。

事務局

制限付きで2000万以上にした場合、ここ2年程度の案件で見るとどうだったかっていうところですけども、年間8件から9件程度が該当していた。

委員長

それまでが大体12件。

事務局

前年も前々年も、年間8件から9件程度となっている。2000万円に引き下げても該当件数に変わりはないということになる。

委員長

要するに、一般競争入札の基準を2000万まで引き下げたとして対象件数に変動はあるか。

事務局

過去の実績を当てはめると、それほど増えない。年間で見ても8件から9件程度です。

事務局

今年ですと8月以降4件でした。月1回か2回あるかないかぐらいですね。集中すれば3件ぐらいになるかもしれないですけども。そんなには変わらないかな。事務負担はそんな変わらないかなっていう風には考えてます。うちの町は財政規模が小さいので、2000万超えるよう

な工事を年間に何件も実施するということはないですね。2000万を超えないような発注がこの後も続くんじゃないのかなっていう風には見てます。

委員長

大きな建物建てるとかでなければ該当するような案件は出てこないと。

事務局

そういうことになります。該当案件が無いので事務負担的には問題ないです。

委員長

でも、事務負担だけじゃなくて、そもそも一般競争入札を拡充する意味がない。

事務局

結果として2000万円を超えるような落札結果っていうのはほとんどない。ここ3年間ぐらい見ても年間8件から9件ぐらいしかないので、どうしても指名競争入札に集中してしまう。2000万円を進めるのであれば、制限付きの金額をもっと1000万ぐらいまで下げてしまうか、あるいは指名競争入札の仕方を変える、基準を変えていく考え方が必要。ランク表だけじゃなくて、違うエリアからも指名するといったような要件を付け加えるとか。

事務局

予定価格の範囲内ではある必要はあるんでしょう。ただ、その工事のやり方も含めて検討が必要。

委員長

最低制限価格やめて低入札調査価格にしてはどうか。要するに下限の設定方法は2つあるんですよね。最低制限価格ってのは、それ以下はもうどんな条件でも絶対ダメ。ところが、総合評価方式の場合では、下限を低入札調査制度で行なっている。下回ったら一切ダメではなくて、1回調べますからって調べて、そして受注能力があるのかということ調べた上でオッケー出した。だから、県なんかは総合評価方式は最低制限価格ではなくて、低入札価格調査の方をやっているんです。予定価格を上回る場合はダメですね。下は、調査の結果オッケーっていう可能性も十分あるんですね。同じ意味ですよ。金額はそれよりも下の方でも、総合評価の場合は可能性はある。

委員長

色々意見を申し上げているが、役所の皆さんが絶対無理、できないっていうものを導入してしようがないわけですよ。

事務局

先日、9月の定例会がありまして、その中で入札に関して一般質問もあったんですが、そこで議員の方から発言があったのが、隣の鮫川村では入札参加資格の中でランク付けするんですけど、その時に、ランク付けする時の点数の加点をし、その鮫川村の住民を社員として雇ってれば、何人以上雇ってれば何点加点しますよとか、bだったのがaに上がるとか、cだったのがbに上がるとか。

委員長

それは要するに技術力を評価するしないの問題ですよ。技術があるかどうかは経験があるかどうかでつけるけども、その地域貢献をその中に加味してランク付けするということか。

事務局

そうですね。あと、指名するときもそういう視点で指名する。同じ業者が町内にあっても、より住民、村民を雇用しているところを重点的に指名するとかっていう意味で差を設けてるっていうところなんだと思うんです。

委員長

だから、総合評価方式のいいことは、その不正が起きにくい、要するに、安い値段つける、あるいは高い値段つけるだけで決まるわけじゃないからってということと、その共存性のある程度高められて、不正が起きにくいし、制度でありながら地域貢献っていうものをちゃんと考慮して入札を決められるっていう。だから、ある意味でその相反する両面をね、こううまく合体するようなんですよ。

事務局

仕組みとか枠組みを作って、それをこう回していくのは非常に大変だと思いますね。多分、内部的に審査会みたいな当然やるようなんですよ。事前のその条件の付け方から、こういう条件でやりましょうということを決める。その後、募集し応募されたものを審査します。どういう視点で審査するかとか、この担当の係だけでなく、それをやっていただく審査員にもそういう視点を持っていただく必要があって、それをこう毎月毎月こう出してくれば回していかなきゃいけないっていうところが、ちょっと通常の指名競争とか制限付一般競争とはちょっと違うかなっていうですね。

委員長

決めれば、多分半年とか1年は見直しないで、はい、そのままやってっていう、で、また現状に合わせて見直しをしていくということには多分なると思うんですけども、その審査項目をね、たくさん作ると大変なんだけども、ある程度選定してね、やれば、できないことはないのかなって素人考えで思うんだけど。

事務局

できないことはないと思います。

委員長

例えば20も35も項目があるとね、すごい大変だけども、1桁ぐらいの数、6つ、7つぐらいでの項目で済むならば。ただ、それを、どういうものをその中に入れるかというところを毎回選定するのが大変になってくるか。

事務局

その辺が難しいところですね。

委員長

県なんかでもありますね、子育て支援のなんか資格みたいなものがありますよね。あと、厚労省だっけ、どこだっけ、くるみん制度とかありますよね。そういう風に、子育て、あるいは、次世代育成みたいなことに注力してるのはどうだとかさ、町内の従業員の割合がどうだとか。

委員長

そういういくつか代表的なものを、自由というか、その時代に合わせたような形で、あるいはその町の課題に対してうまく合うような基準を設けるなんていうのもあると思うんで、やろうとすれば、色んなところから、これも色々、これを見ろっていう話が出てくるかもしれないけども、とりあえずもう10個以内で、代表的な指標で来年度はやりますよと、それで次の年またもう1回見直すということで、あとは、その価格と地域貢献等の足し算というのが、それをどういう風にやるのかっていうのが多分技術的な問題で、それをいろんなところで、自治体でやってるから、計算式がちょっとね、逆にね、固定化するっていう危険性があるわけ。いいところが集中、いつもいい点数になっちゃう。それと、町外の地域が離れてるところの業者が入れなくなる、落としにくいっていう、だから味あるんですけど、だから僕はちょっと現状では難しいかなっていう感じはするんです。

委員長

研究課題としてはありだと考えています。あともう1つは、その指名にしても、一般競争にしても、地域要件を、今までの町内原則をもうやめるとのことしかないですね。

委員長

いや、郡に絞るということがどのような意味があるかわかんないけど、原則郡内にするとか。

事務局

郡内も事業者数は少ない。前もお話しましたが。石川町に事業者が集中している。

委員長

それはなぜ。

事務局

なんでなんですかね。母畑ダムの建設工事が行なわれ、その当時の建設会社、関連会社が現在も残っているからか。なぜ事業者が集中してるのかちょっとわかりません。

委員長

でも、石川郡の中でも石川町っていうのは中心的な存在であるということか。

事務局

そうですね。

委員長

そうであれば、指名を残すか残さないかは別として、少なくとも、3社、4社じゃダメだから、一応、今までのルールは5社以上指名することになっている。でも、それも守られてなかったわけじゃないですか。

事務局

そうなんです。

委員長

やっぱり県に準じた形で行なうとすれば、指名で7社は選定できるようにしたい。

委員長

そうすれば、地域外部も入れざるを得ないよね。要するに町外も入れざるを得ないんだよね。一般競争入札も、最低でも 10 社以上応札可能業者がいるという風にすれば。

事務局

要件、一般競争制限付き一般競争率だったら、要件は広くオープンにすれば全然問題ないですね。ただ、これについてもここ最近の一般競争入札をやっている中で、参加業者が固定化しているような雰囲気を感じている。同じ要件でやっていくと同じ業者しか来なくて、手続きのコツを掴んだ業者だけが参加しているという感じがある。より多くの事業者がたくさん参加するかなと思ったら、そうじゃなくて、3~5 社程度か来なくて、想定したよりも参加する事業者が少ない印象だった。

委員長

一般競争入札に対する慣れの問題もあるのでは。

事務局

先日の制限付では 7 社を対象事業者としていたが、参加したの 3 社だけだった。残りの 4 社は問い合わせも無かった。他に受注している仕事があったのかもしれないが。

委員長

そもそも町の仕事はあんまりしてないってことは考えられないか。

事務局

その辺の事情はわからない。どちらかという、その下請けで入っているの、元請けに入らないというスタンスの業者さんなのかなという風には感じています。元請けになると事務手続きが多い。入札に関する煩雑な事務に関わる必要もない。

委員長

提案に具体的な数字を入れるべきかと考えている。参加事業者数は増やすべき。

事務局

そうですね、ちなみにやるべきという表現では足りないですか。

委員長

いや、そういう抽象的な話だけだと変わらない。

委員長

このぐらいの想定事業者数は確保しないとダメだよと。そうすると、町外の事業者が当然入ってくるのが想定できる。

委員長

次、24 ページ以降ですけど、まず契約は、部署から上がってきたのをそのまま大体認めるっていうのが、今までそうだったということですね。その発注部署がどういう基準でそれを選んできたのかっていうのがちゃんと明確になっていたんですか。選定理由は、内申書に示してもらっている。ただ、理由は定型だから、ほぼランク表で受注可能な事業者、実績等で受注可能な事業者を選定したっていう理由に集中している。

委員長

具体的な根拠、エビデンスみたいな数字が書いてあるわけではなかったですか。

事務局

数的な根拠は示していない。うちの町でこういう工事を発注してきちんと竣工させたとか、そういう理由をつけてくるわけではないですね。ざっくりとした表現。

委員長

ちょっと言い方悪いが言いなりで決めてきたということか。

事務局

そうですね。

委員長

指名委員会では内申書の内容を追認することが主となっていたのか。

事務局

そうですね、ランク表に収まってれば、これでいいでしょうっていう取り扱いをしていた。逆に、今までですと、b ランクが全部で 8 社となっている。そのうち、例えば 5 社を指名しよう

ってなった時に、3社を除かなくてはいけない。なぜその3社を除いたかっていうあたりは、内申した担当課長が委員会の場で説明をするという感じでした。

事務局

だから元々、なんでその5社を指名したのかっていうあたりは、何年もやってればよくはわからないんですけども、去年と同じとこっていう感じでやってたっていうのが現実的ですかね。

委員長

業者数が少ないからそうならざるを得ない。

事務局

そういうことになります。

委員長

だとすれば、指名競争入札はいらないんじゃないのっていうことにならないかな。

事務局

そうですね。あとは、やっぱり今後指名競争入札を行なう場合に考えなければいけないことは、参加業者の組み合わせをaだけにするとかbだけにするんじゃなくて、ある意味きちっと理由を見つけた中で、その中から7社だな、さらにabc混ぜて指名するとかっていう考え方も必要だと考えている。ただ、発注側からの懸念材料は、cランクですと公共事業に慣れてない事業者もあるということで、先ほど言ったように、下請けとかに回ってる業者さんの場合、書類整備とかですね、そういったのがなかなか追いつかないところで、発注側からすると、ちょっとやっぱり指名は控えたいっていう、そういう気持ちが働くってのもあるようなんですね。

委員長

積算能力があるかどうかって所も含めてですか。

事務局

そこもあると思います。

事務局

公共、民間発注のものはわからないですけども、公共発注のその独特のルールに基づいた積算っていうのが難しいと言われている。だから、今行っている制限付一般競争入札に参加してき

てる業者はそういう手続きに長けている、自分たちできちんと勉強して、公共発注について学んできている。色々失敗しながらも公共の入札に参加してなんとかやってきたってところが、今コツを得てやってるってということだと思うんです。あるいは、割り切って下請けで利益を出すというスタイルに二分化してる、ある意味分業されているような感じが感じられる。

委員

そうすると、ランク固定化されちゃいますよね。

事務局

固定化しますね。

事務局

もうcはcで、ずっとcのままになってしまう。

委員長

下請けしかやってこなかったらランクは上がらないでしょ。

事務局

全く上がらない。現在の審査方法だと経審に基づく実績が全てなので上がることに難しい。

委員

その地域のその産業をもうちょっと活性化させるっていうのであれば、むしろ発注して頑張ってもらって、失敗は見るからっていうのであれば、cの企業の方もだと思うんですけど、発注側も多分忙しいしな、慣れたところに発注したいなっていう風になるんでしょうね。そうすると、双方の思惑からずっと固定化して、構造的な問題になってくる。

委員長

そうすると、競争性がだんだん低下してきて、談合が起こったり、今回のようなことが起こったりするということ。

委員

思い切って意識を変える必要があるのかなと思うんですけど。

委員長

予定価格を事前公表してる自治体があって、予定価格を事前公表するデメリットとしては、積算能力がない業者も、予定価格わかってるわけだから、ある程度入札できちゃうってこと。だから、ちゃんと積算する能力がない業者はダメだし、そういう能力をちゃんとね、育成してくださいということだと思ってるので、本当はそういう役割は、思いがあったとしても、彼らが本当に、こういう行動を取るかどうかかわかんないからね。

事務局

まさに今回の談合事件はそれなんです。設計金額が積算できなくて、令和元年6月の橋梁工事の際、志賀建設はどうしてもこの入札を取りたいっていう思いがあって、町長に言い寄ったっていうケースだった。

委員長

今日結論を出す必要はないが、指名競争入札を行う意義について、最低限こういうことはしなきゃいけない。あるいは、もう指名競争入札は予備的というような制度にして、基本は制限付一般競争入札にすると。

委員長

地域要件も競争性を担保できるような、入札可能業者を確保するような地域要件にするという形にして、それでもなおかつ不調の場合は指名競争入札にするというやり方が、多分そのぐらいいかな、いや、指名競争入札全くなしでもできる、制度としては可能ですよね、一般競争でやってダメだったらもういっぺんやって、で、もう、もういっぺんやってダメだったらもう随意契約で決めると。そこまで踏み切れる、踏み込めるのか。

委員長

このぐらいの規模の自治体で、原則全部一般共同入札でやってますよという役所はあるのか。もちろん制限付き地域要件とかね、格付要件があるにしてもという役所、自治体はどの程度あるか。

事務局

先行している会津美里町は一般競争入札をメインに見直しを進めているようです。

委員長

伊達市は、今から7、8年前に入札管理委員会を立ち上げたんですけども、その時点で一応一般競争入札の制度はあったけれども、一般競争入札でやったのはね、多分小学校とかの校舎とか、かなりでっかい方だけで、もうほぼほぼ指名だったんですよ。

委員長

で、制度があるのに、一般競争の使わないって、それはおかしいってことがきっかけで、入札監視委員会を立ち上げて、基本的には今、一般競争入札でやってます。ただ、指名競争入札件数は0にはなってません。でも原則一般競争入札で行なっている。

事務局

伊達市の場合、対象工事の金額みたいなものはあるんですか。

委員長

ありますね。

事務局

石川町の場合も以前5000万と言いながら5000万超えても指名でやってきたものもある。

事務局

町長が決めたものしかやらないってことでしたので、正直、町内の業者ではできないような建築とかそういうものや設計、そういうものであれば一般競争でおこなっていたんですけど、基本的には指名競争で行なってきた。町内業者中心に、案件によっては町外の業者さんを指名してってということでやってきましたね。

委員長

だからさ、やっぱりその指名の安心感みたいなのがずっとあって、そんなに変なことは起こらないだろうと。要するに、工事の品質であるとか、なんで指名をするっていうことを中心に考えてきて、競争性っていうのはやっぱりちょっと二の次になっていたでしょうね、

事務局

結果的に。そうですね。そういうことになると思いますね。

委員長

問題点と再発防止の低迷は今、対になってるわけですけども、再発防止の提言も含めて、何かご意見ございますか。

委員長

この前、県の入札監理課に行った時にね、聞いたの。県は条件付き一般競争入札って言葉を使ってるんです。ところが、制限付き一般競争入札って言葉を使ってる自治体も結構あるんです。一体どこが違うんですか。って聞いたらわかんなかった。

委員長

どっちの方が一般的なのか。

事務局

石川町は制限付として定めている。制限付きという表現で要綱を作成しているの。

委員

なんか一般競争入札に制限をかけるってどうなんでしょうね。条件の方がしっくりくるかな。

委員長

こういう地域要件とか格付け要件をつけますよということですね。

事務局

そうですね。無条件ではなく参加業者が参加できる条件があるということですよ。

事務局

この辺も、さっきちょっとありましたけど、一般競争入札が常態化してくると、事務的に効率性や事務負担は大きくなると思います。前回、委員長さんからありましたように、やっぱり事前審査から事後審査に変えるっていうのも視野に入れるってなってくれば、今ある制度自体を全面的に改めるような事も必要かと考えています。

事務局

そういうことにもなるのかな。その時に、例えば今ありましたように、条件付きって名前を直したりとかっていうのも場合によってはできるとは思います。

委員長

もう一度お聞きしますが、指名競争入札のメリットは、その責任感を感じて入札にちゃんと参加しますよっていう以外になんかあります。

事務局

いや、応札業者に確実に入札に参加してもらえる可能性を少しでも高く、そして事業を確実に執行していくってというのが、指名競争入札の目的の1つなのかなっていう風には思ってます。

委員長

それはやっぱりあれですよ。今までの付き合いもあるし、責任感であるとか使命感みたいなものがあるからですね。業者の方に求めてしまう。でも、一般競争に変えたらもうそれはなくなってしまうものですか。

事務局

やってみないと分からないですが、なくなる可能性は高いと思います。入札に参加するかしないかの選択肢が事業者側にありますから。

委員長

でも指名されたって、辞退することは可能なわけでしょ。

事務局

辞退することは可能です。

委員長

辞退することによって、なんかペナルティはありますか。

事務局

今のところ何もない。何もないですけども、こちらから招待状が送っているのに参加しないってどういうことなの。みたいな風に思われてしまうのが嫌で参加するっていうこともあるのかなと感じる部分もある。相手が無言の圧力みたいなを感じることはあるかもしれないです。

委員長

ところがね、県はその地域の守り手育成のための指名競争入札を作ったんだけど、辞退が結構多いんです。場合によっては半数以上辞退されるなんてことも起こっている。で、すごく僕は腹が立ってるわけ。だって、業界がね、その圧力をかけてね回り回って指名という制度を作ら

せたわけにも関わらず、指名したのに辞退するってどういうことって言いたいんだけども、あんまりそれが続くとね、もう、じゃあこのような指名競争なんて意味ないって。

事務局

そうなりますよね。これも悩ましいとこですね。

委員長

いや、だから、一般競争入札だけではちょっと心許ない、心配だっていうなら事前の策で、2回目は指名に切り替えるというのは、そんなに一般競争と最初からやるなら、もううちは指名されても参加しませんよなんていう風になるか。

事務局

これもやってみないと分からないですけど、ただ、ここ何回か、今年度になってからの制限付きを見てると、との事業者も貪欲に取りたい取りたいって言うわけではないんだなって感じた。この業界の事情はそうではないんだなっていうことを感じている。先ほど委員長おっしゃったように、指名されても辞退する業者がたくさんいるっていうのと同じように、オープン参加としても、条件を引き下げてaランクもbランクも参加できるよ、これだったらっていう形を作っても参加してこない。aだってbだって来ないところはあるし、今までだったら、指名されたであろう業者も参加しない。なんで来ないんだろうってこっちは思って、みんな参加するもんだと思ってたけども、待てど暮らせど来なくて、最終日にやっと5社、6社揃ったっていうとこで、なんとか競争になる形になったなっていう感じでした。そして、石川郡の外からの参加ってあんまないんだなっていうのもちょっと感じている。指名しない限りは来ないんじゃないのか。やっぱりその業者の参加できる見えないテリトリーってものが、業界の中にあって、それを侵さない暗黙のルールがあるような気がしています。

事務局

歴史民俗資料館とかそういったところは町外からの参加者、参加事業所ありましたけど、そうじゃなくて、単なる道路整備工事とかですと、エリアごとにテリトリーがあって、そこを侵すようなことが出てくると、その業界の関係性なんか色々影響があり、出てこないのかなと感じている。

委員長

そういうことではいけないですけどね、そういうこともあるのかな。

事務局

それは我々の計り知るところではないんですけども。

事務局

大きい事業所さんであると、少額だとどうしてもやっぱり利益も少ないですかね。

委員長

その発注のロットサイズを大きくして、もうちょっと金額を大きなものにするっていうことがある程度可能なんですか。

事務局

道路整備計画を根本から見直す必要が出てきますね。どのエリアのどの道路を何年度にどれだけの延長やるかっていうところの計画から見直しが必要。

委員長

単にいくつかの、今までだったら複数のロットとして扱ってたものをまとめましたっていうだけでは済まない。

事務局

そうですね。複数回受注可能性があったものを1回で済ませてしまうっていうことになりますよね。そうすると、受注機会、それぞれのエリア、それぞれの事業者が取れたかもしれないものが、たった1社に集中してしまう可能性もあるので、なかなか地域の担い手の保護ということを考えていくと、相反するところではありますけども、ただ、発注者側としたら、そういう効率性を高めることが真に求められていることでもあると思います。

委員長

逆に、普通はね、ロットが小さいと利益も小さいからみんな参加してくれない。ある程度大きなのにすればね、参加しやすいっていうこともあるんです。

委員

突拍子のないこと聞きます。

委員長

ここの工事は、例えば a 社が取ったとしても、おそらく下請けに出すケースと違っていっぱいあると思うんですけど、そういう場合には、例えば石川町内のに本店のある業者に外注に出してくださいとあっていう条件がつけられるんですか。

事務局

つける気になればつけるんだと思うんですけど、明確にはそういった条件はつけてない。仕様書とかでもつけてない。ただ、お願いとかまでになるかもしれないんですけど、契約の打ち合わせとかそういう時はあったとしても条件としてはない。

委員

いや。おそらく難しいと思います。思いますけども、町内の業者を育成とかする方がおかしいかもしれないです。そういう意味では、そういう条件が可能であれば、もしくは話し合いでとちょっと思ってるんですけど。

事務局

実際大手さんも自分のところのそういう同族系の企業で、遠方からだと来れば今度宿舍含めて準備必要になるでしょうから、やっぱり地元でそう下請け入れる業者があればっていう風を探すのかなって思うんですけどね。ただ、業界でやってることなんで、ちょっと詳しくはわかりませんけど。

委員長

じゃあ、ちょっと話はあれして、その入札監視とかコンプライアンスとか、その辺のところではいかがでしょうか。ページで言うと、26 ページの下の 4、5、6、7 あたりっていうことがあれば、入札監視委員会はこの際作りましょう。そんなにね、頻繁にやる必要もないし、年に 1 回か 2 回でいいですよ。これあるってことが大事なんですよ。人数も 2 人か 3 人でいいんですよ。

委員長

公益通報の窓口っていうのは。自治体は必ず置かなきゃいけないっていうことにはなってるんですか。そうでもないんですか。

事務局

そうですね、今、これはないんですね。謳ってはいないんですけど、やってたら総務課が担うようになると思うんですけど、今のところない。

委員長

例えば、ハラスメント。それは総務課では窓口持ちも常にあるわけですね。

事務局

指針があって、それに基づいて行っています。

委員長

で、法律で公益通報についての窓口については強制的にこうしなさいってということにはまだなっていない。

事務局

ちょっとそこは調べてない。

委員長

今日の話じゃないけど、その公益通報の窓口っていうのは、ハラスメントの窓口と共用というのかはできるんですか。今まであるものを使って。

事務局

そうですね、それは問題はないと思うんですけども。

委員長

あとは、規程をちゃんと作んなきゃいけない。これも他の先行の自治体があるわけですね。

事務局

これも、だから内部でいいのか、それともやっぱり第三者にそういった窓口で機能を委託というか、その方が相談しやすいのか。あと、組織としてその介入ってこう書きましたけども、そういう意味ではその辺もどうなのかなっていうのはあるんですけど、今ありましたように、ちょっと先行してる自治体なんかでも参考にしながら、必要であればやっぱりこれは作っていく必要あるのかなって思いますね。

委員長

やっぱり町長から言われたら断れないですか。

事務局

明らかに町長が、いや、これ業者に教えたから教えてくれって言われれば、やっぱそれはまずいですよね。そこはやっぱり職員としてそれを知りながら教えたとなれば、もう本当同罪だと思うんですけど、基本的に、あれ、あそこのやって金額どのぐらいなんだっけ。っていう風な聞かれ方をしてしまうと、丁寧に書類まで持って、それこそ設計書見せながら、こうなっていますって、職員であれば職務上の務めとしてしっかり説明しちゃうと思います。

事務局

当然、発注者ですから、職務上知ってていいことなので、町長に教えられませんっていう風なことにもなりません。ただ、これもある意味、仕組みとしてそういうものを排除していくとすれば、やっぱり大体このぐらいとか、予算ベースでとかっていう、この前いただいたようなお話で、そういう取り扱いについても検討は必要かと考えています。

委員長

だって、何千何百円まで知る必要はないですよ。

事務局

そう思います。

委員長

電子入札はできれば条件整備が必要だとは思いますが、やっていた方がいいと思います。

委員長

あとは、さっき言ったように、これちょっと会議の前に話してたんだけど、業者に対する啓蒙とか指導とか研修とか、そういうものもやっぱり行ってやった方がいいんじゃないか。つまり、彼らの業界の常識と世間の常識というのが、法律からちょっとずれてるところがありますよね。

委員長

なので、その辺をちゃんとわかっていただくために、業者に対してもそれなりの働きかけをするっていうことはした方がいいですよ。

事務局

県の方ではやってないんですかね。その、建設業許可と違って取らせる時に、研修会を開くとか。

委員長

業者数が多い。多分数千単位の業者がいると思います。業者を集めて研修をすとか、そういうことは多分やってないです。うん、事実上無理。

委員長

逆に少ない業者の方がそこはしやすいわけで。

事務局

町内で入札参加資格の申請はして、入札に参加したいですって意思表示してる場所としてないところもあるんです。建設業許可を持って土木工事できるけども、町の入札なんか参加しなくたってうちがいいんだっていうところもあったりするので、そういった事業者も含めてと考えると、県の方でやってくれればいくなってちょっと思ったものですから。

委員長

じゃ、そろそろ今日のまとめに入りますけれども、この報告書案の22ページまでの事務局でまとめていただいたものについては、何か問題があれば次回で、あるいはご意見いただくってことで。それと、23ページ以降なんですけれども、特に考えていただきたいのは、指名競争入札を残すか残さないか、その辺の考え方をちょっと宿題として考えといていただきたい。